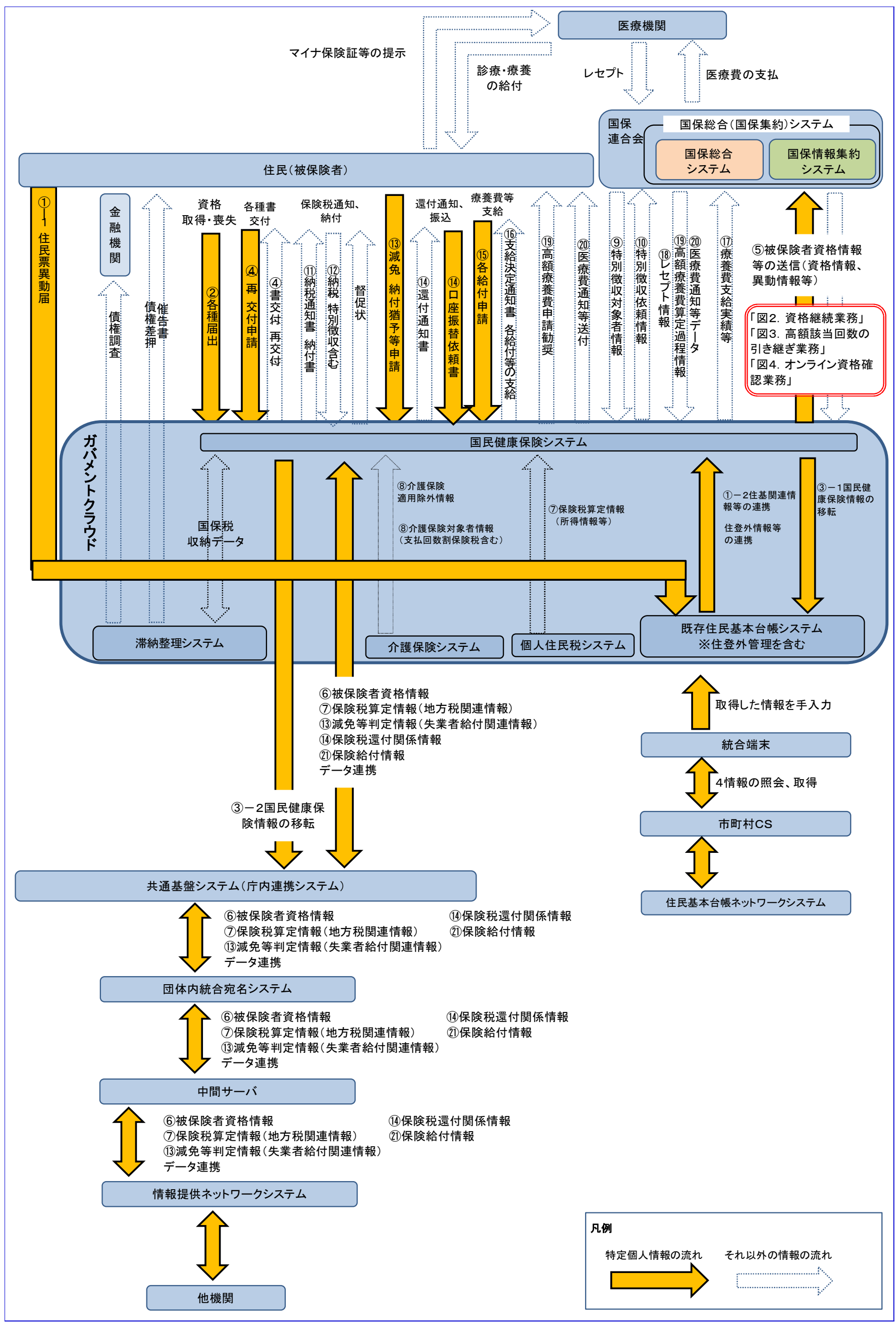


(別添1) 事務の内容



(備考)

[資格管理に関する事務]

- ①－1 住民異動による資格取得・喪失届の受理・確認、被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認を行う。
- ①－2 国民健康保険システムに住基関連情報等・住登外情報等を連携する。
- ② 被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認を行う。
- ③－1 住民記録業務へ被保険者の国民健康保険情報を移転する。
- ③－2 共通基盤システムへ被保険者の国民健康保険情報を移転する。
- ④ 資格確認書の交付申請を受理し、確認および交付する。
- ⑤ 被保険者資格情報・異動情報等を国保連合会に送信する。
- ⑥ 被保険者資格に関する情報を照会、提供する。

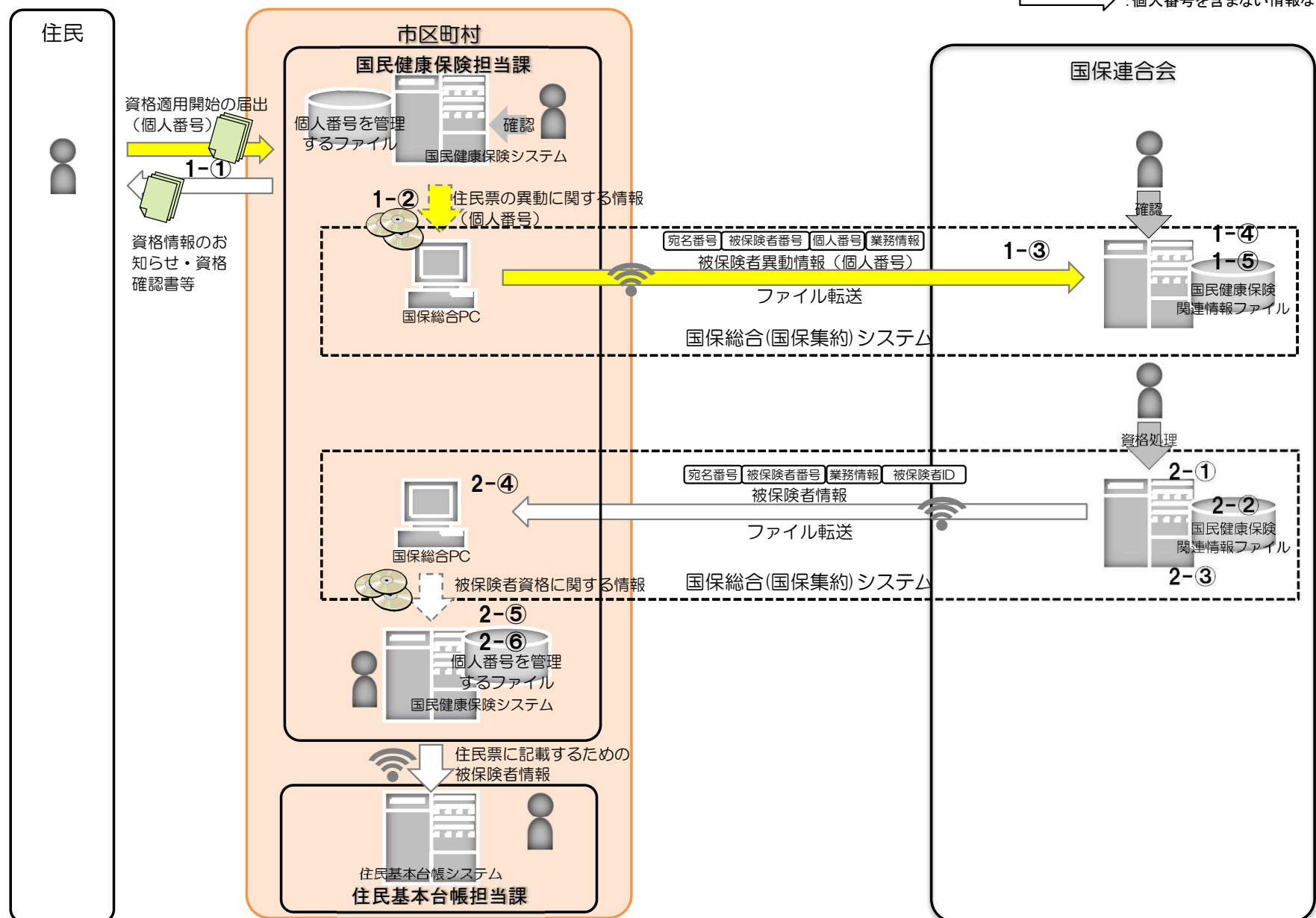
[保険税の賦課・徴収に関する事務]

- ⑦ 保険税の算定等のための所得・資産の把握を行う。
(当該市区町村内の個人住民税(所得情報)の把握、当該課税年度の1月1日に住所を有していた市町村への所得情報確認(情報提供ネットワークシステムを介した照会))
- ⑧ 介護保険適用除外・介護保険対象者情報(支払回数割保険税含む)を把握する。
- ⑨ 国保連合会から特別徴収対象者情報を受信し、介護保険料の徴収方法の検討、決定を行う。(特別徴収に係る調査等)
- ⑩ 特別徴収の対象となる年金保険者の情報を国保連合会に通知する。
- ⑪ 納税通知書、納付書等を送付する。
- ⑫ 通知した保険税について、普通徴収(口座振替含む)または特別徴収の方法で徴収する。
- ⑬ 保険税の減免、納付猶予等の申請受理および判定を行う。
※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムより照会する。
 - ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日(旧被扶養者に関する減免)
 - ・雇用保険の受給資格、受給種別(非自発的失業者に関する軽減)等
- ⑭ 保険税の過誤納金還付通知の送付および還付に関する情報を照会、提供する。

[保険給付に関する事務]

- ⑮ 各給付申請の受理、確認を行う。
- ⑯ 各給付の申請内容について審査を行い、各世帯の所得状況に応じた給付(支給)額、負担限度額を決定し、通知・支給する。
- ⑰ 療養費支給実績を国保連合会に送信する。
- ⑱ 国保連合会からレセプト情報を受領し、過誤・不当利得の確認を行う。
- ⑲ 国保連合会で算定した高額療養費情報を受領し、高額療養費申請勧奨を行う。
- ⑳ 国保連合会から医療費通知等データを受領し、被保険者に医療費通知等を送付する。
- ㉑ 保険給付の支給に関する情報を照会、提供する。

 :個人番号を含む情報
 :個人番号を含まない情報など



1. 資格繼續事務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。

1-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

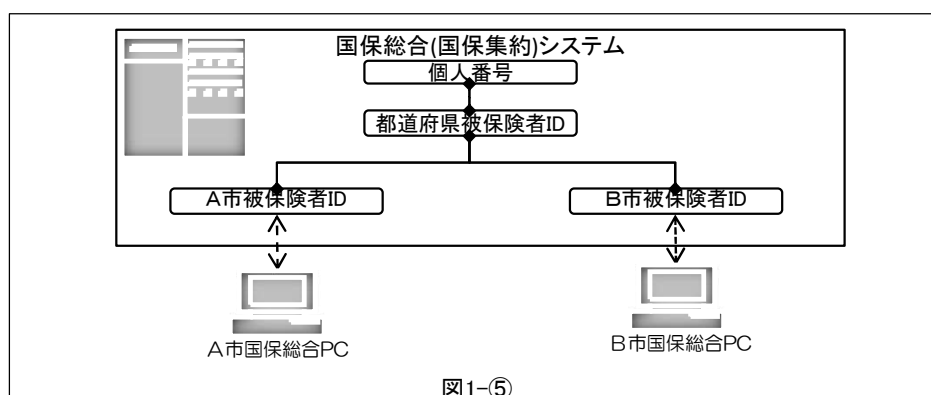
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。

1-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

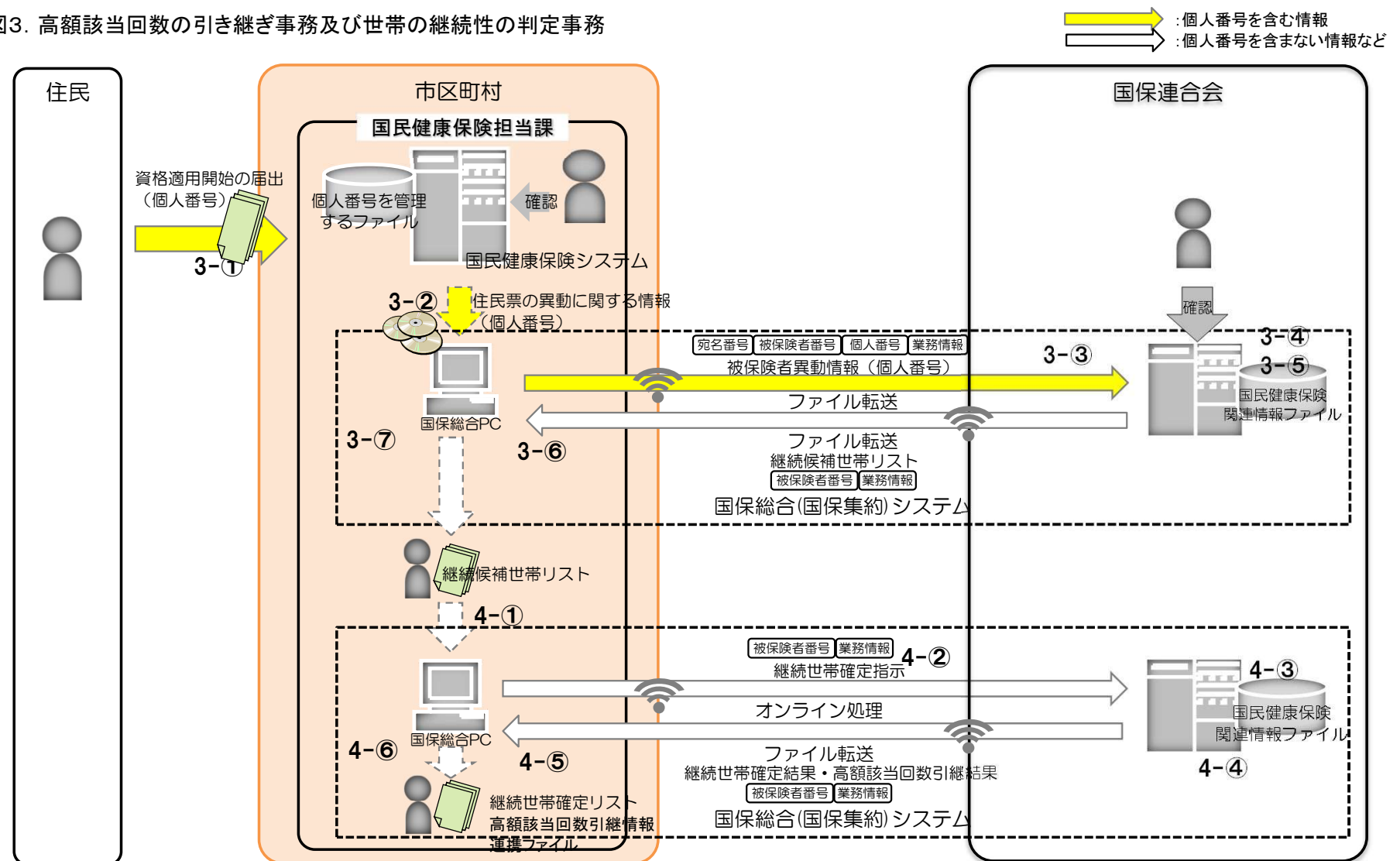
1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。

また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。



- (2)被保険者情報の受信
- 2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。
- また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。
- 2-⑥国民健康保険システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。
- 市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

図3. 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ事務及び世帯の継続性の判定事務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

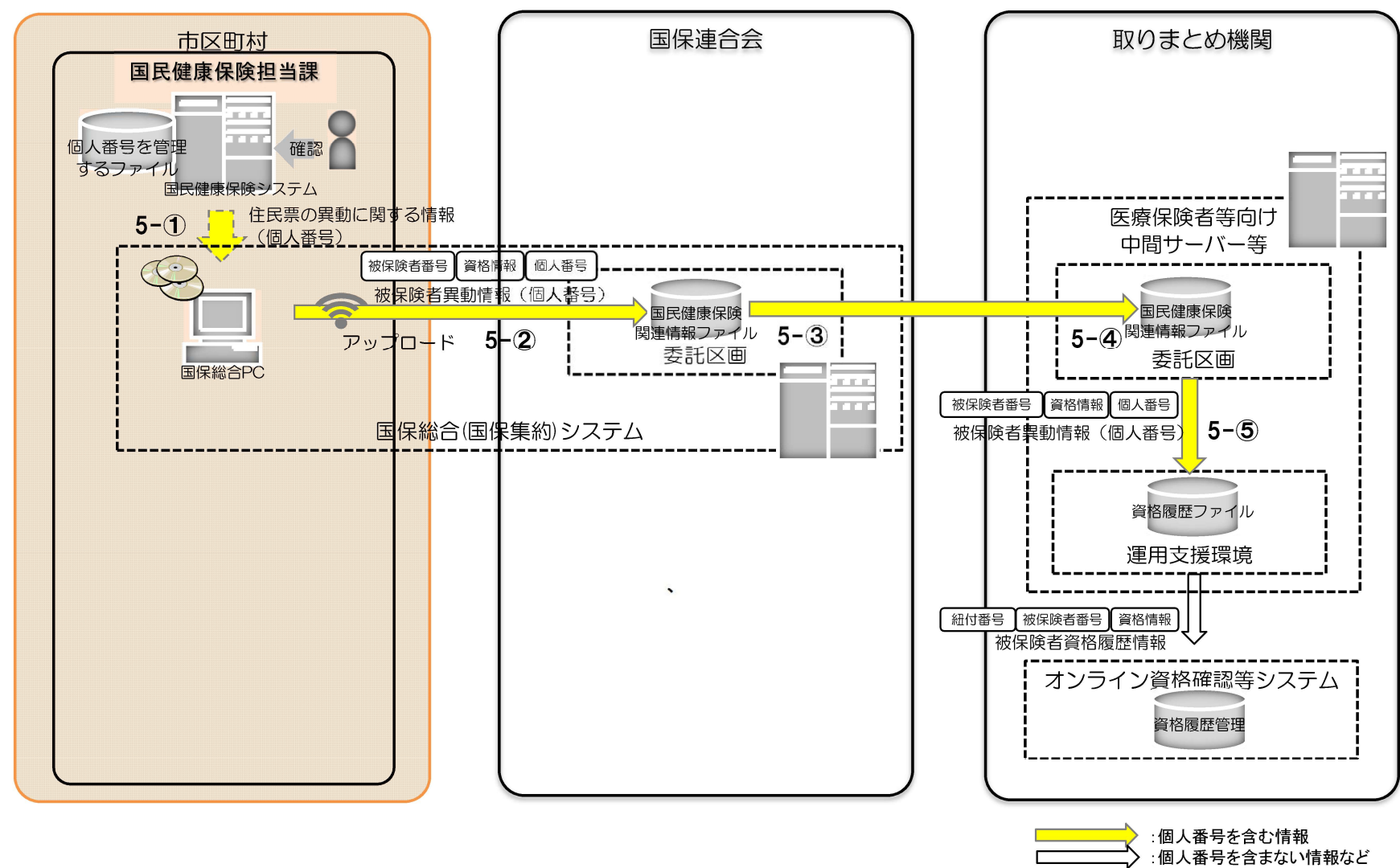
(3)継続候補世帯の抽出

- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
- 電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 3-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4)継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。
- また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当回数情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当回数引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当回数引継結果を配信する。
- 4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
- また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当回数引継情報連携ファイルを確認し、高額該当回数情報が引き継がれたことを確認する。

図4. オンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供事務



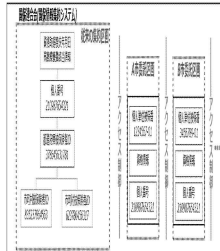
(備考)

3. オンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。